

## 刊行にあたって

2006年の第164通常国会で、「国際的な流れはインクルーシヴ教育」という話が飛び交った。8月になって日本政府は、国連の「障害者権利条約に関する特別委員会」でインクルーシヴ教育を第24条で原則として規定した「障害者権利条約案」に賛意を示した。

そして、ついに12月13日、障害者権利条約は国連総会で採択されたのである。

ここまでは、障害者教育は「原則・統合」でなければならないと私たちが考えてきた立場をも包含するインクルーシヴ教育によって、強固に作られていた日本の分離・別学体制がゆらぐ日がようやく目前に迫ってきたと感じた。

しかし、結果として特殊教育の延長線にすぎない特別支援教育を制度化した学校教育法一部改正に伴う学校教育法施行令改正（2007年3月）に至る過程で、日本政府や文部科学省の「インクルーシヴ教育理解」は、その本来の在り方から大きく逸脱し、分離・別学体制を前提とする、なんともおかしいものであることが判明してきた。

これに対し、かつて1994年にユネスコがスペインで採択し、日本政府代表も賛成した「サラマンカ宣言」と「同・行動のための枠組み」を翻訳し、そこで謳われているインクルーシヴ教育は分離・別学体制を批判する「共生・共育・共学」とほぼ同趣旨であると考えていた筆者は、強い危機感を抱いた。このままでは、ノーマライゼーションという言葉が日本で換骨奪胎された苦い経験を繰り返すことになってしまう。

筆者は改めて、1994年のサラマンカ宣言から2006年の障害者権利条約採択までの流れを踏まえて、インクルーシヴ教育の本来の在り方はいったいどのようなものであるかを明らかにし、その趣旨がゆがめられようとしていることに警鐘を鳴らしたいと強く思ったのである。

そして、インクルーシヴ教育の、その本来の原理的な在り方を提示し、運動を進めてきているイングランドの「インクルーシヴ教育研究センター」(CSIE)などの考え方などを早く、しっかりと紹介することが必要だと考えた。CSIEはいうまでもなく、分離・別学体制を批判し、それを解体するものとしてインクルーシヴ教育を提起している。そのことは筆者が中心となって訳した『障害児と共に学ぶ』（原題は“Inclusive education —A framework for change”、明石書店、

1998年）でも詳しく論じられている。

本書は二部構成になっている。

第一部は、第164通常国会でのやりとりから始まり、サラマンカ宣言の意義、障害者権利条約の制定過程におけるCSIEの対応、そして、日本におけるインクルーシヴ教育を求める動きをまとめたものになっている。CSIEはサラマンカ宣言を高く評価し、障害者権利条約制定の過程でインクルーシヴ教育を原則として規定させるために力を注いできた。その努力と意思が本書によってうまく伝わることを願いつつ、インクルーシヴ教育の本来の在り方をゆがめるような形で障害者権利条約が批准されないことを強く願っている。

第二部は、CSIEが2003年に刊行した“inclusion against the odds”という冊子を翻訳したものである。直訳すると「抵抗にあうインクルージョン」あるいは「抵抗があってもなおインクルージョン」となるであろうか。この冊子は、“the continuing education and life of Kirsty Arrondelle”（カースティ・アロンデルの継続教育と生活）という副題がついているように、ダウン氏症で誕生したカースティ・アロンデルという女性の両親がインクルージョンを求めて闘ってきた歩みと、彼女がインクルーシヴな社会環境のなかで学び生活している現状を紹介したものである。CSIEが求めているインクルーシヴ教育の実例であるが、しかし、多くの抵抗や障壁があり、思うにはいかなかった実例でもある。

なお第二部の翻訳には中西綾子さん（保育研究家）と福山文子さん（財団法人海外日系人協会嘱託職員）にも加わっていただいた。

この意図を汲んで、本書の刊行を引き受けていただいた八月書館には、この場を借りて厚く御礼を述べたい。

2007年12月13日（障害者権利条約採択の日に）

嶺井 正也